

事 務 連 絡
平成22年 1 月 1 8 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸 入 食 品 安 全 対 策 室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(中国産養殖鰻加工品)

標記については、「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について」(平成21年3月30日付け事務連絡)にてお知らせしたところですが、今般、中国政府から、下記のとおり輸出用鰻加工品登録加工場の住所変更について連絡があったことから、同事務連絡の別添1の2の別表14の第24項を別紙のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

登録加工場名 : FUJIAN ALLIED FROZEN FOODSTUFF CO., LTD (3500/02072)

変更前住所 : No. 1, Yugang Road, Mawei, Fuzhou, Fujian, China

↓

変更後住所 : NO. 6 GAO WANG ROAD, GAISHAN INVESTMENTZONE
CANGSHAN DISTRICT, FUZHOU, FUJIAN, P. R. CHINA